

1. 策定の経緯

- ・本計画の検討の経過
- ・相模原市水とみどりの審議会 委員名簿
- ・相模原市水とみどりの審議会規則

2. 市民・事業者等の意向

- ・市民アンケート調査
- ・環境保全団体へのヒアリング
- ・事業者アンケート調査

3. 緑化重点地区の設定の考え方

4. 用語の説明



1. 策定の経緯

本計画の検討の経過

【相模原市水とみどりの審議会】

開催日		内容
平成 30 (2018) 年度	H30.5.30	◇計画の策定について
	H30.7.25	◇前計画の評価・検証、統廃合の結果について ◇外部(団体、市民)アンケート等の実施内容について
	H30.11.7	◇外部アンケート等の実施結果について
	H31.2.12	◇計画の基本方針について
	H31.3.19	◇計画の素案作成に向けた具体的な施策について
令和 元 (2019) 年度	R1.6.4	◇計画の素案について(序章～2章)
	R1.8.1	◇計画の素案について(3章～5章)
	R1.10.4	◇計画案及び答申の内容について
	R1.12.6	◇パブリックコメントの実施について
	R2.2.12	◇パブリックコメントの実施結果について ◇計画に関する市民、団体等への周知について

【水とみどりの基本計画策定会議】

開催日		内容
平成 30 (2018) 年度	H30.5.17	◇計画の策定に向けた基本的な考え方について
	H31.2.1	◇計画策定に係る事前調査結果の概要について
令和 元 (2019) 年度	R1.8.21	◇計画の素案の内容について ◇今後の策定スケジュールについて

【水とみどりの基本計画策定会議ワーキング会議】

開催日		内容
平成 30 (2018) 年度	H30.6.14	◇計画の策定に向けた前計画の評価・検証等について
	H30.9.21	◇計画の策定に向けた前計画の評価・検証結果等について
	H30.12.20	◇計画の基本方針策定のための施策の体系的整理について(文書照会)
令和 元 (2019) 年度	R1.5.20	◇計画案の考え方について
	R1.7.3	◇計画の素案について(文書照会)
	R1.7.23	◇計画の素案について

【その他】

実施日		内容
平成 30 (2018) 年度	H30.8.9 ~H30.8.31	市民アンケート調査 ◇調査数：3,000名 ◇回答数：1,528名(回収率：50.9%)
	H30.10.15 ~H30.10.31	事業者アンケート調査 ◇調査数：101社 ◇回答数：67社(回収率：66.3%)
	H30.11.12 ~H30.11.26	環境保全団体アンケート調査 ◇調査数：26団体 ◇回答数：21団体(回収率：80.8%)
	H30.11.27 ~H31.1.7	環境保全団体ヒアリング ◇調査数：10団体

相模原市水とみどりの審議会 委員名簿

【相模原市水とみどり審議会 委員名簿(平成 30(2018)年度～)】

区分	氏名	所属・役職等	備考
学識経験者	田淵 俊人	玉川大学農学部 教授	会長
	南 正人	麻布大学獣医学部 准教授	
	吉永 龍起	北里大学海洋生命科学部 准教授	
市民公募	鈴木 千景	～令和元(2019)年 7 月 28 日	
	岸 好美	令和元(2019)年 7 月 29 日～	
関係団体	秋永 真里子	特定非営利活動法人 境川の斜面緑地を守る会 理事	
	飯塚 裕美	特定非営利活動法人 みどりのお医者さん	
	熊谷 達男	「小松・城北」里山をまもる会 副会長	
	高橋 孝子	特定非営利活動法人 相模原こもれび 理事長	副会長
	野口 恭夫	相模原商工会議所 3 号議員 (東京ガス株式会社神奈川西支店 支店長)	

相模原市水とみどりの審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、附属機関の設置に関する条例(昭和37年相模原市条例第17号)に基づき設置された相模原市水とみどりの審議会(以下「審議会」という。)の組織、運営等について必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 市の住民
- (3) 関係団体から推薦された者

(会長及び副会長)

第3条 審議会に会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 審議会の会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第5条 審議会の会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(会議の招集の特例)

第6条 委員の任期満了後最初の審議会の会議の招集は、第4条第1項の規定にかかわらず、市長が行う。

(部会)

第7条 審議会は、その所掌事項に係る専門的事項を調査審議させるため、部会を置くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、水とみどりの基本計画事務主管課で処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行後最初の審議会の会議は、市長が招集する。

2. 市民・事業者等の意向

市民アンケート調査

◆調査の概要

【目的】本計画の策定に向けた基礎資料として、市民の水とみどり・生物多様性に関する認識や今後の意向を把握しました。

【期間】平成30(2018)年8月9日～同年8月31日

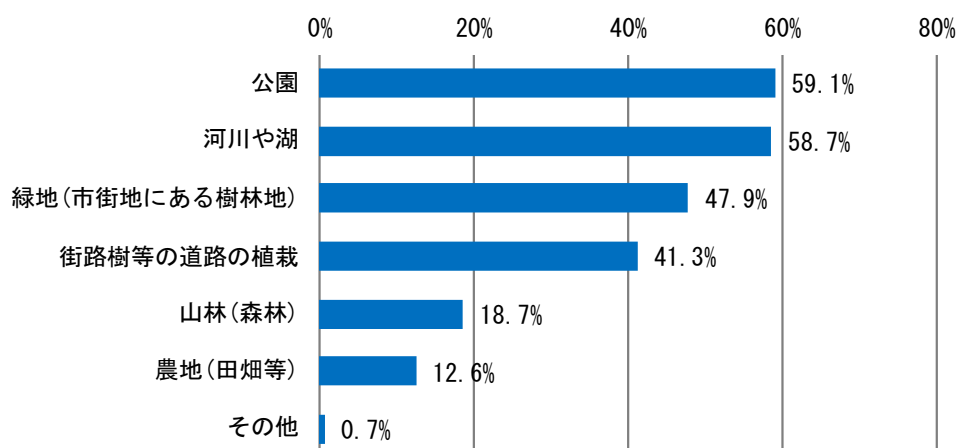
【調査数】3,000名

【回答数】1,528名(回収率：50.9%)

◆調査結果について

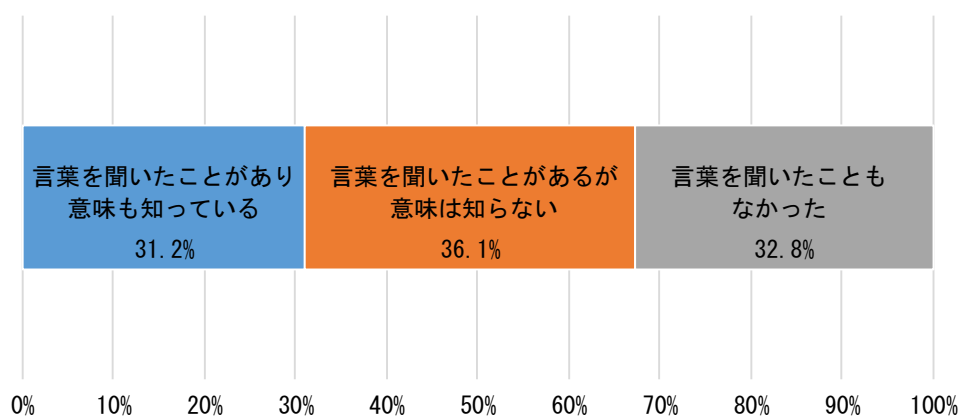
「身近な水辺やみどり」から思い浮かべること

① 「身近な水辺やみどり」と聞いて思い浮かべることをお答えください。(3つまで選択可)



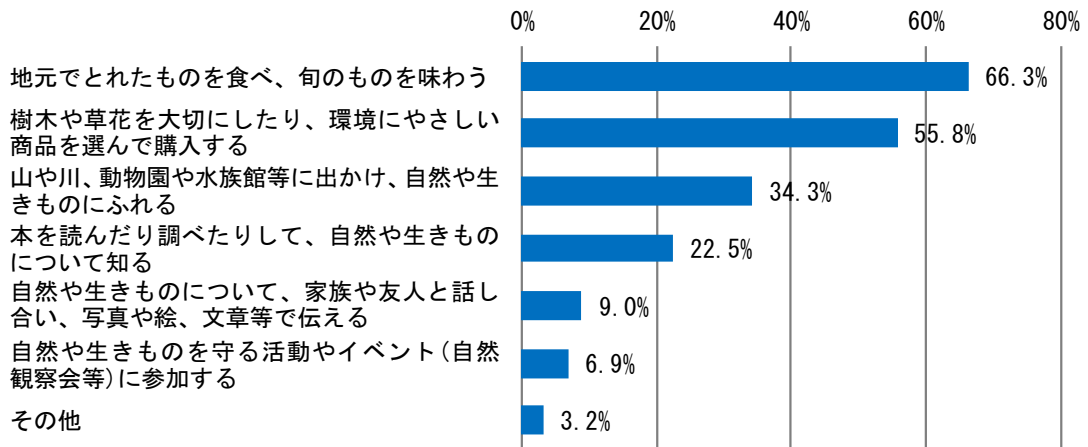
「生物多様性」の認知度

② あなたは「生物多様性」という言葉をご存知でしたか。



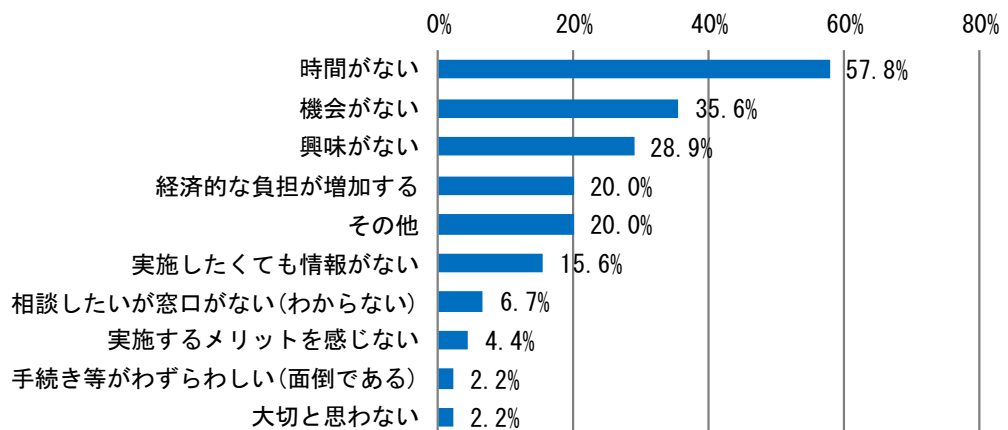
「生物多様性の保全」について、日常生活の中で実施していること

③ あなたは「生物多様性の保全」について、日常生活の中でできることとして、次のようなことがあります。あなたが実施していることをお答えください。(複数選択可)



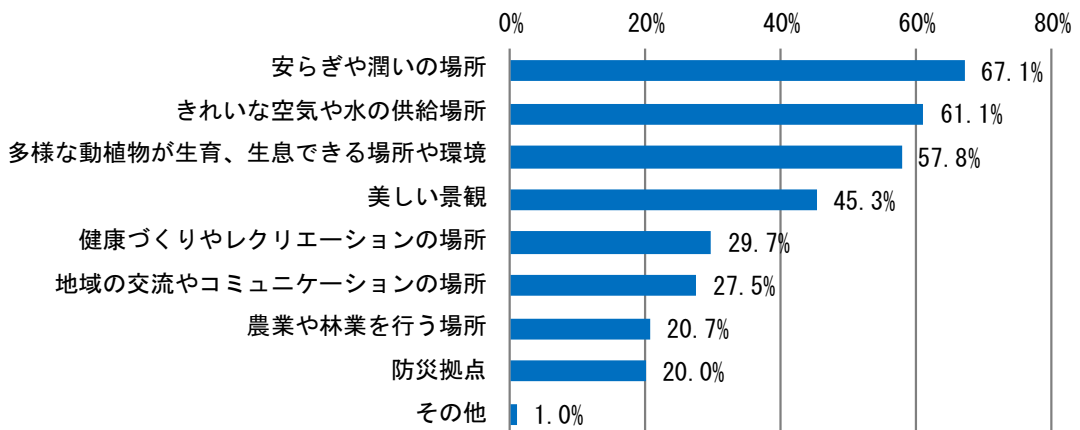
「水辺やみどり」「生物多様性」の保全のための活動ができない理由

④ 前問で活動できる項目がなかった方にお聞きします。理由をお答えください。(複数選択可)



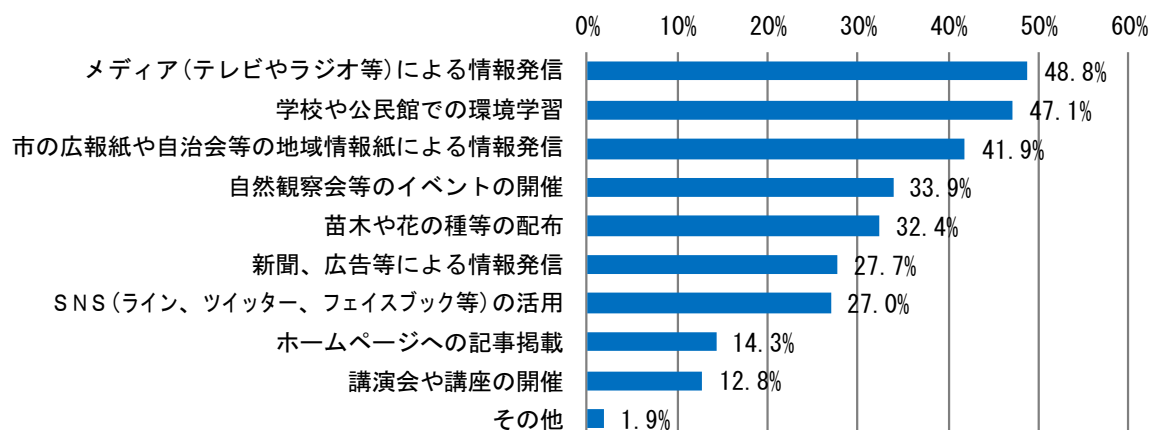
将来に残したい「水辺やみどり」の機能(役割)

⑤ 「水辺やみどり」のどのような機能(役割)を将来に残したいと思いますか。(複数選択可)



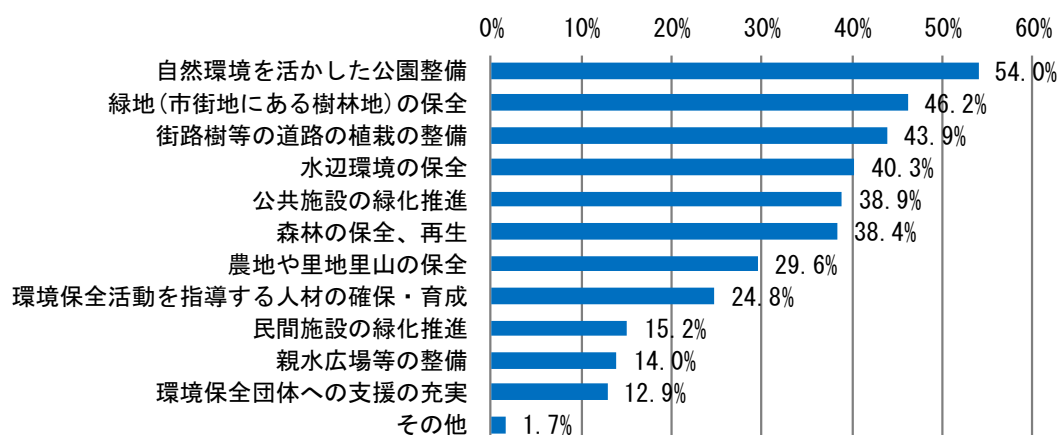
「水辺やみどり」「生物多様性」の保全に効果的な普及啓発方法

⑥ 「水辺やみどり」「生物多様性」の保全について、効果的と思われる普及啓発の方法についてお答えください。(複数選択可)



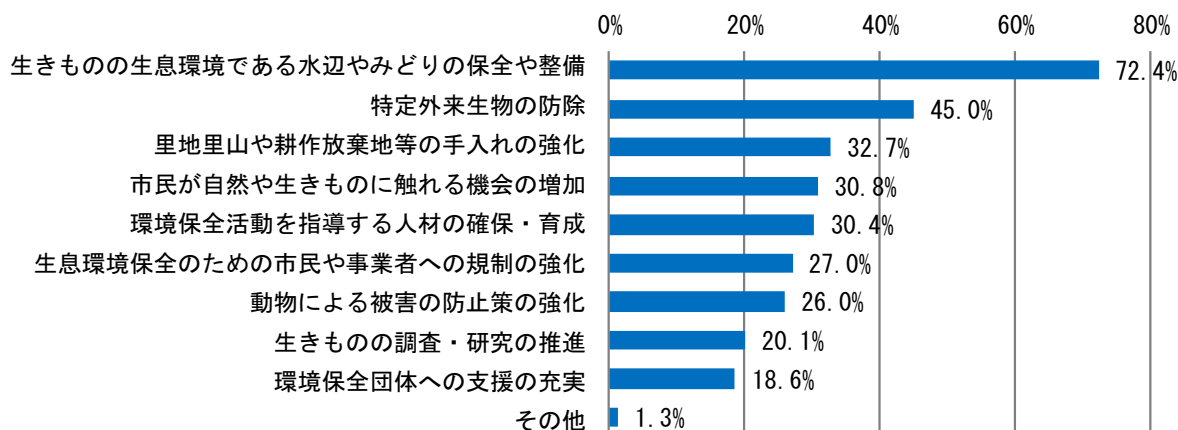
市に優先的に取り組んでほしい「水辺やみどり」の対策

⑦ 「水辺やみどり」について、市に優先的に取り組んでほしい対策をお答えください。(複数選択可)



市に優先的に取り組んでほしい「生物多様性の保全」対策

⑧ 「生物多様性の保全」について、市に優先的に取り組んでほしい対策をお答えください。(複数選択可)



自由意見

区分	自由意見
緑が多く良い環境	<ul style="list-style-type: none"> ・空気と水が綺麗で毎日元気で生活出来ると思います。相模原に長く住んで、これからも住みたい町であってほしいと考えます。
	<ul style="list-style-type: none"> ・相模原公園が大好きです。お花と設備がきれいなので続けて欲しい。
	<ul style="list-style-type: none"> ・市内の公園をよく利用させていただいています。淵野辺公園、麻溝公園、道保川公園、それぞれに特色ある自然の美しい公園ですよね。街中も緑が多く環境という意味では相模原市はとても住みやすい市だと思っています。
良い環境を保存していくべき	<ul style="list-style-type: none"> ・相模原市は緑の多いところだと思います。住宅地に住む私どもには緑が少なく、徒歩、車等出かけることがあると街路樹に癒されるのですが残念ながら年々伐採されているところがあり新たに植樹するより現在のものを大切にしていってほしいです。
	<ul style="list-style-type: none"> ・次世代のためにも緑豊かな環境を残したいと思います。しかしながら、なかなか日々の生活に追われ意識が低くなってしまったり、取組がおろそかになってしまいます。市民として何ができるのか、微々たる取組が具体的にどのような環境保全の力に(助けに)なっていくのか等、分かりやすいビジョン(数値化や視覚化等)を提示していただけたらと思います。
	<ul style="list-style-type: none"> ・相模原市の環境保全を宜しく願います。緑区の緑も大切に残して行って欲しいです。
緑地、水辺、公園等を作ってほしい	<ul style="list-style-type: none"> ・近くに境川があるのですが、親水場というか川に入れる場所をもっと作ってほしい。
	<ul style="list-style-type: none"> ・公園に緑が少ないと感じます。特に小規模の公園に緑が増えると嬉しいです。また、街に日差しをしのぐ樹が欲しいと感じます。
	<ul style="list-style-type: none"> ・淵野辺駅北口は緑がとても少なく、きれいな街とはいえません。もっとグリーンを多くしていただければと思います。
里山や公園の手入れ等の必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢化で荒廃地が増えています。野菜を作っても鳥獣被害が著しいので多様性を保全するゾーンとして外来生物を駆除しながら在来の緑地を保全していくことがコストも安く維持しやすいと思います。草は悪いものと決めつけず植物のCO₂を利活用したいものです。
	<ul style="list-style-type: none"> ・犬の散歩で川の近くの緑がある道を利用するが草が沢山あり歩きにくいのもっと定期的に草刈をしてほしい。
	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣にある公園が汚い。草がボウボウで定期的に草刈等手入れをしてほしい。砂場から雑草が伸びきっている。
森林開発等の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・私の近くに住んでいる道路に植えてある木が切り倒されているのが多く見かけます。色々わけがあると思いますがこれだけ夏は温度が上がっているので少しでも多く木があるとほっとします。もっと樹木を大事にしてほしいです。
	<ul style="list-style-type: none"> ・近年木々の伐採の後マンションや一戸建てが立つ光景が見られます。また緑がなくなるのか・・・とさみしい気持ちでいっぱいになります。
	<ul style="list-style-type: none"> ・大木の枝をあまり切らないでください。街路樹を丸坊主にしないでください。涼しい木陰が欲しいです。清掃方法はみんなで考えてください。
獣害・外来種の問題・対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ニホンサル、タヌキ、イノシシの害を及ぼす動物を駆除してください。農作物の被害が尋常でない。農業では食っていけなくなる。
	<ul style="list-style-type: none"> ・特定外来生物ではありませんが「熊」による被害を聞きますので、防止策の強化をお願いします。
	<ul style="list-style-type: none"> ・農用耕作地周辺と山林界への金網、丈夫な電気柵設置

環境保全団体へのヒアリング

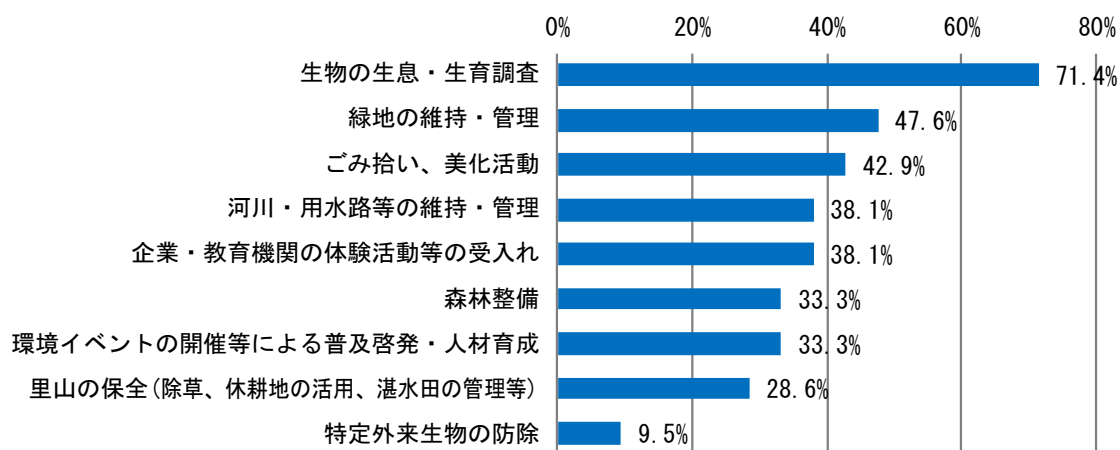
◆調査の概要

【目的】	本計画の策定に向けた基礎資料として、特定のフィールドにおいて活動する環境保全団体を対象に、活動状況や課題等に関するアンケート調査を実施するとともに、注目・保全している生物種や外来種、鳥獣被害への対応等に関するヒアリング調査を実施しました。
【期間】	アンケート調査 平成 30(2018)年 11 月 12 日～同年 11 月 26 日 ヒアリング調査 平成 30(2018)年 11 月 27 日～平成 31(2019)年 1 月 7 日
【調査数】	アンケート調査 26 団体、ヒアリング調査 10 団体
【回答数】	アンケート調査 21 団体(回収率：80.8%)

◆アンケート調査結果について

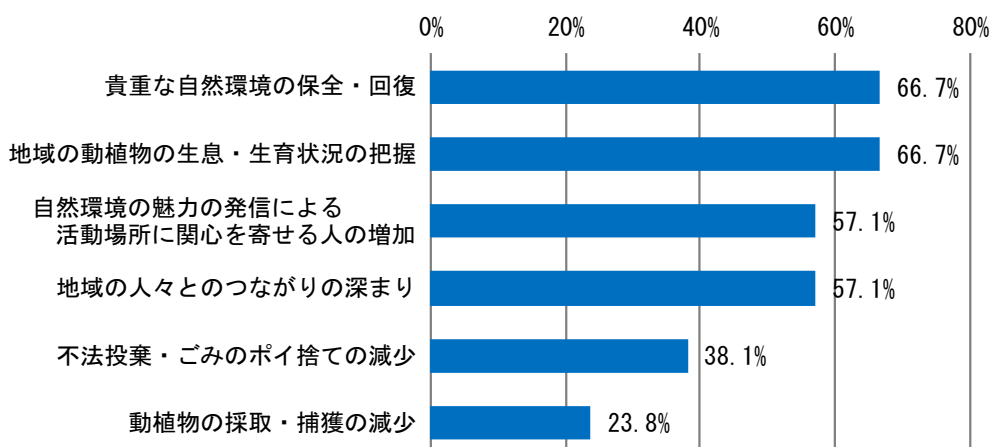
主な活動内容

① 主にどのような活動を行っていますか。(複数回答可)



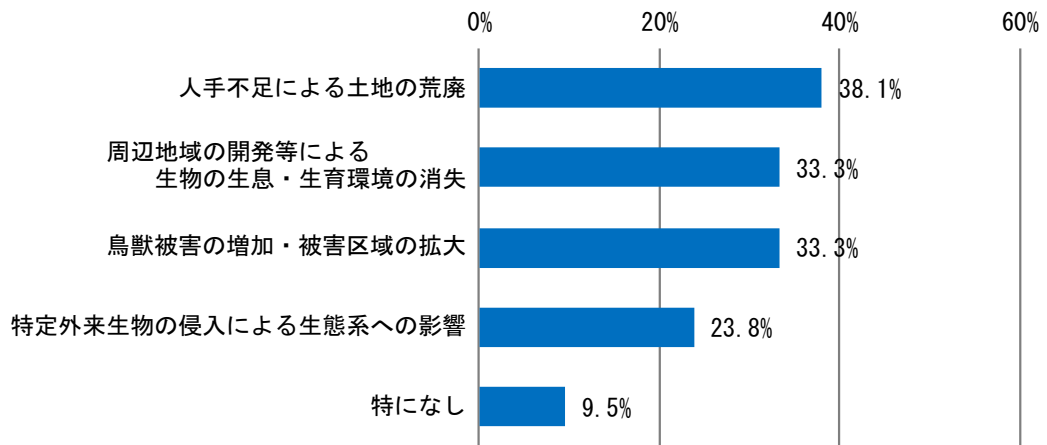
活動の効果

② 活動を続けることで、どのような効果を感じていますか。(複数回答可)



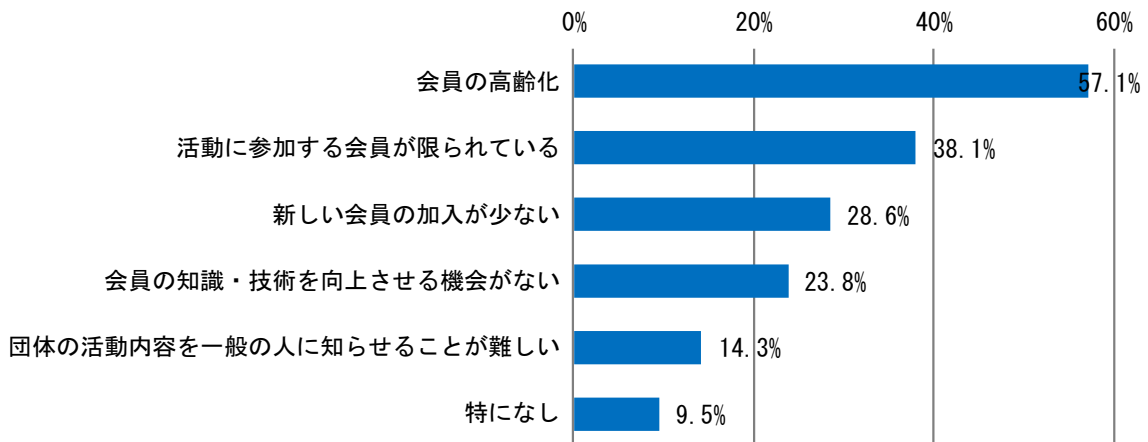
活動場所に差し迫った問題・危機

③ 活動場所において、自然環境や生物多様性の保全に関わる差し迫った問題や危機には、どのようなものがありますか。(複数回答可)



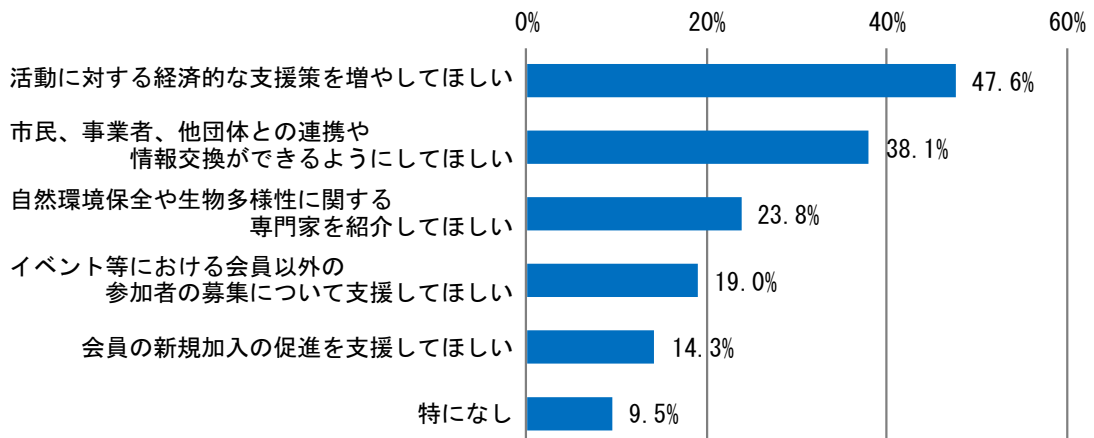
活動継続の課題

④ 活動を続ける上でどのような課題や悩みがありますか。



市に期待すること

⑤ 今後の活動に対する支援として、市に期待することはなんですか。(複数回答可)



◆ヒアリング調査結果について

注目している生物種と理由等

<p>【アマナ、エビネ、キンラン、ギンラン、ササバギンラン、シュンラン、フデリンドウ、サラシナショウマ、ツリガネニンジン、キクザキイチゲ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年ごとの増減はあるものの、活動を始めた頃に比べて、植物の量は格段に増えている。群生地が増加等は明らかである。キンラン、ギンランも増えた。 ・キンランは最近虫に食われて花が咲かないものがあった。専門家に調査してもらい、虫の種類も分かっている。今後は根まで食われてしまうのではないかと危惧している。 ・最近エビネの盗掘があった。
<p>【キンラン、ヤマブキソウ、エビネ、オカタツナミソウ等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・キンラン、ヤマブキソウ、エビネ、オカタツナミソウ等が盗掘の被害に遭っている。花を持っていくだけでなく、周囲 1 m ほどの土を掘り返して根ごと持ってってしまうので影響が大きい。 ・見通しのきかないところに生育している植物は被害に遭いやすいので、周囲の除草や伐採を行い、見通しをよくして人目にふれるようにしている。また、看板をつけて見せることで守っている。 ・市として特定の種について採取を禁止する条例をつくってくれば注意しやすい。条例について考えてもらいたい。
<p>【キンラン、ムサシアブミ、マヤラン】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・キンランが多く見られる。森の手入れを続けることで日光が入るようになり、増えたのだと思う。ギンランは数が少ない。ムサシアブミ、マヤランもある。 ・現在、26 種類の植物について 49 枚の看板を設置している。看板を設置して 2 年経った頃から、盗掘の被害がなくなった。
<p>【キンラン、アマナ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・キンランは毎年増えている。1 株ずつ番号を付けて管理している。開花期間が 10 日～半月の間咲いているので開花数は数えやすい。 ・アマナは、地味な植物なので、株を見分けることが難しく、花も数日間しか咲かないので、数量は数えていない。特別に保護しているというよりは、自然の状態であえて放っておいている。経年変化としても増減はそれほどないが、生育環境が限定的で、特定の範囲にしか出てこない。
<p>【メグスリノキ、チドリノキ、カツラ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これらは、活動区域内で限られた場所にしか植生していないものであるため、重要視している。特にメグスリノキは、樹容も樹齢も相当なものと考えられるほどの大木になっている。
<p>【ノウサギ、サンコウチョウ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これらは、例えばノウサギがイヌワシの捕食対象動物となっているため、ノウサギ自体を保全するというよりは、ノウサギがいることによる周囲の環境の指標となるのでは、という見方から保全対象として見ている。
<p>【ホタル、カジカガエル、アカハライモリ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昔はカジカガエルやアカハライモリが川にいた。川がきれいだった証拠だと思う。ダムができて川の水量が減り、河原の砂がなくなって、川の環境はだいぶ変わってしまった。
<p>【ホタル】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市街地から見れば珍しい生物もいるのかもしれないが、地元で暮らしていることもあって、どれが希少性が高いのか分からない。
<p>【ホタル、カジカ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在来種の樹木、山野草については、周囲の草刈り等を行って保護している。メンバーの中には植物に詳しい人もいる。そうした植物を守ることで、ホタルが生息する川の環境がよくなるために行っている。
<p>【ホタル(ゲンジボタル、ヘイケボタル)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一部の谷戸では、昔はたくさんいたのだろうが、平成の初め頃には少なくなっていた。保全団体が活動を開始した平成初め頃から増え始め、今もホタルが見られる。 ・6 月 20 日頃がピーク。ただし、数は年々減っていると思われる。一度に見られるのは 200～300 匹

外来種の分布や鳥獣被害の状況等

<p>【ヒメオウギズイセン、ツルキキョウ、ツルキキョウ、スミレサイシン、イチビ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ヒメオウギズイセン、ツルキキョウが増えている。ツルキキョウは南区の一部の地域にかなりの量ある。スミレサイシン、イチビもすごい。 ・外来種というより園芸種が多い。家で育てられなくなった植物を緑地に植える人、植木鉢の土を捨てる人がいる。植木鉢に植わった木が植木鉢ごと捨てられていたこともある。カブトムシを飼っていた土がギンランの生育地に捨てられたこともある。土の中には種等いろいろなものが入っているので困っている。土を捨てることが森全体にとってどの程度影響があるかはわからないが。
<p>【アレチウリ、オオブタクサ、ミシシッピアカミミガメ、ヤナギハナガサ、オオカワヂシャ、ノラネコ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アレチウリ、オオブタクサは以前からあり、ミシシッピアカミミガメやスッポンもいる。 ・境川沿いや川の中に 10 年以上前からヤナギハナガサが生えている。最近はおオオカワヂシャを見るようになった。
<p>【ハクビシン、アライグマ、イノシシ、サル】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地区全体でハクビシン、アライグマを見る。畑の作物を荒らすので困っている。経年的な変化は不明 ・一番被害が大きいのはイノシシ。畑の作物を荒らすだけでなく、電気柵を設置したら山の斜面を掘り返すようになった。そのせいで斜面の土砂や石が落ちてくる。被害箇所については、特にどこかがひどいということではなく、地区全体で被害を受けている。 ・サルも畑の作物を荒らすので困っている。
<p>【ハクビシン、アライグマ、イノシシ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アライグマやハクビシン等は、見かけることもあるが、広く分布しているという印象はない。 ・イノシシの農業被害。範囲は活動地域の全域に当たる。
<p>【アライグマ、ハクビシン】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アライグマやハクビシンはいるかもしれないが、活動エリアに限って生息しているものはいない。
<p>【アライグマ、ハクビシン】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・以前はアライグマやハクビシンがいたが、今はいない。手入れを続けたからだと思う。タヌキもなくなった。
<p>【イノシシ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・活動地域にも動物は来ているのかもしれないが荒らされることはない。 ・一部の公園ではイノシシが土を掘り返し、雨が降ると斜面が崩れるので困っている。シカは足跡があるので来ているのがわかる程度。この地域にサルは生息していない。
<p>【ハクビシン、イノシシ、シカ、ヤマビル】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特に外来種という点では意識していないが、ハクビシンを見かけたのがひとつ。後はイノシシやシカが媒介となるヤマビル被害が深刻化している。
<p>【ヤマビル】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外来種としては不明であるが、近年は特にヤマビルの被害が顕著になってきている。 ・若い世代や子どもに来てほしいと考えているが、学校の課外授業でもヤマビルの存否を確認されることもあり、なかなか来てもらえないのが実状である。 ・早戸川の方にしかいなかったヤマビルは、20 年くらい前から見られるようになり、今では山の中の至るところに生息している。シカについて移動するというのが、ネコにもつくので、集落の中までヒルが入ってきている。
<p>【サル、シカ、イノシシ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ダムができてから、サル、シカ、イノシシが増えた。シカの声は家にいてもよく聞く。シカもイノシシも昔は見なかった。昔は炭焼き等をしていて、シバハキ(芝刈りのこと)等をしていたし、山の中にわざと実のなる木を植えたりしていたので、動物が里山に出てくることはなかったのではないかと。

事業者アンケート調査

◆調査の概要

【目的】 本計画の策定に向けた基礎資料として、事業者の水とみどり・生物多様性に関する取組状況や今後の意向を把握しました。

【期間】 平成 30(2018)年 10 月 15 日～同年 10 月 31 日

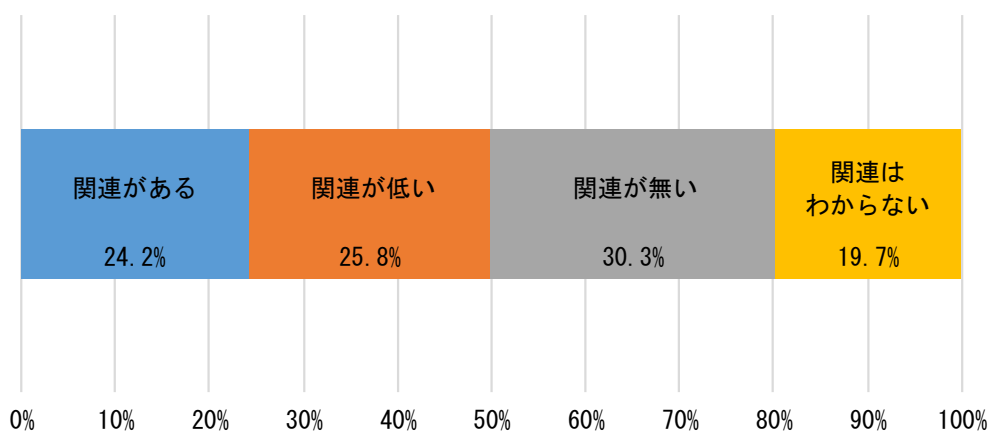
【調査数】 101 社

【回答数】 67 社(回収率：66.3%)

◆調査結果について

事業活動と「水辺やみどり」「生物多様性」との関連

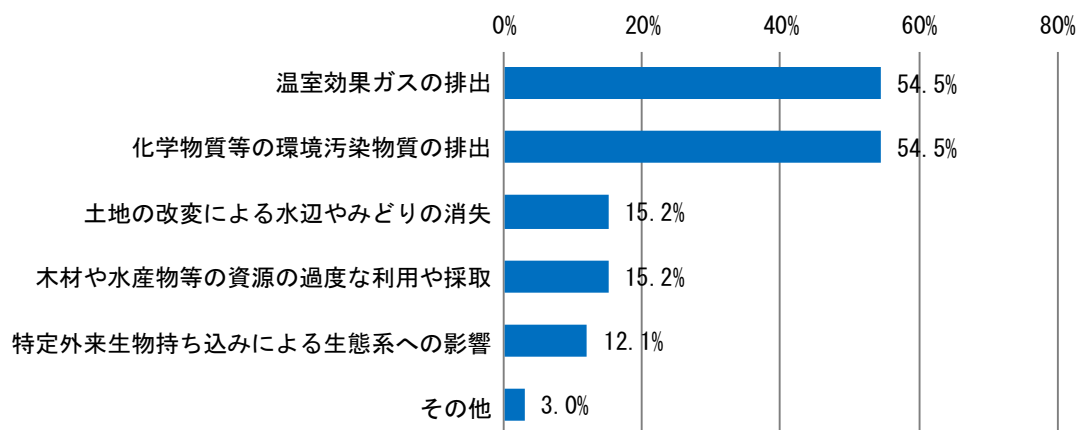
- ① 貴事業所の事業活動と「水辺やみどり」「生物多様性」との関連について、あてはまるものをお答えください。



事業活動と「水辺やみどり」「生物多様性」との関連

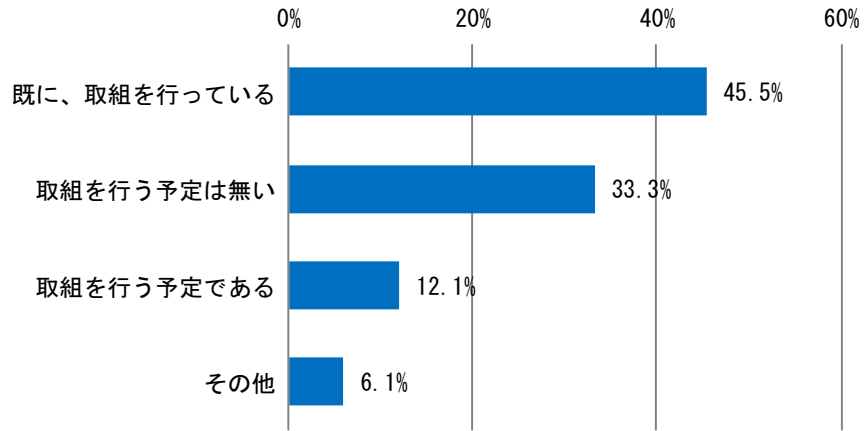
- ② 貴事業所の事業活動と「水辺やみどり」「生物多様性」との関連について、あてはまるものをお答えください。(複数選択可)

※対象は、①で「関連がある」又は「関連が低い」と回答した事業所



事業活動における「水辺やみどり」「生物多様性」の保全に関する取組状況

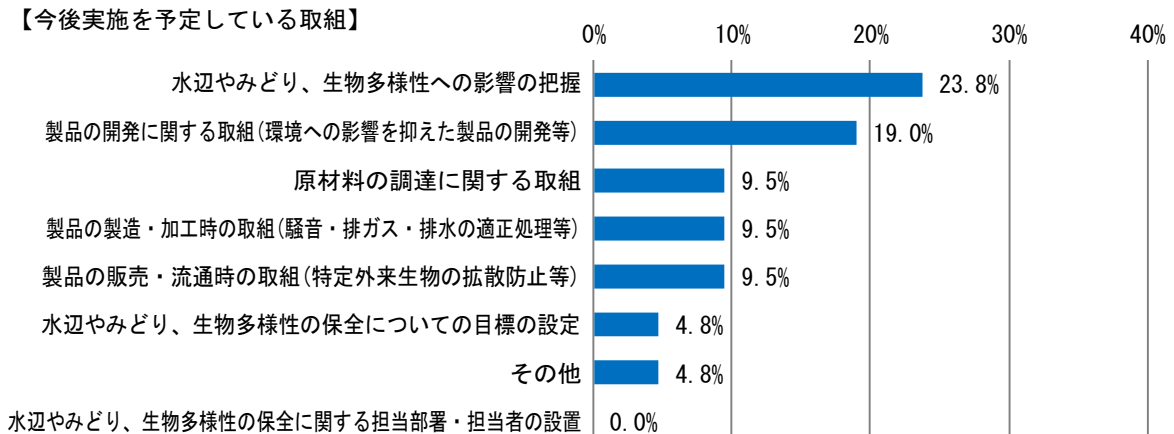
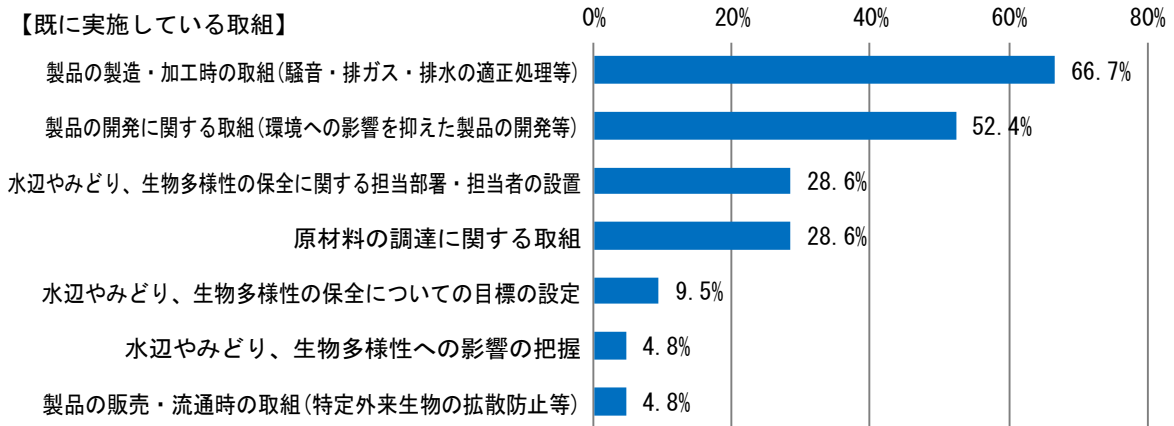
③ 貴事業所の事業活動における「水辺やみどり」「生物多様性」の保全に関する取組について、当てはまるものをお答えください。



事業活動における「水辺やみどり」「生物多様性」の保全に関する取組内容

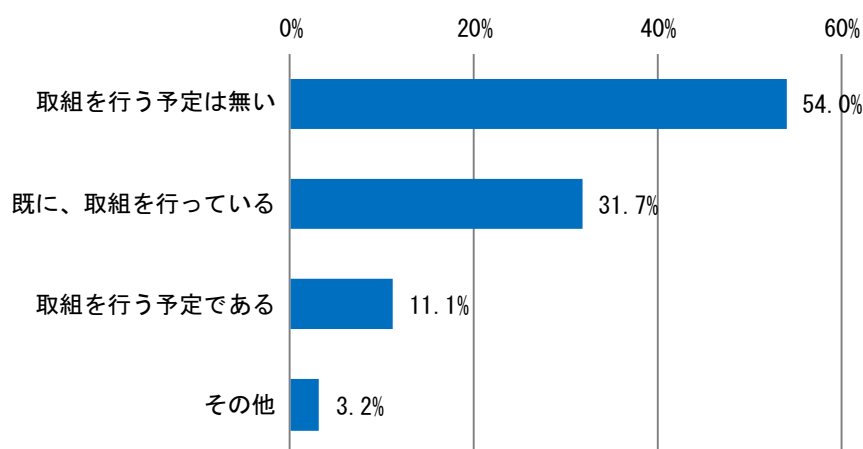
④ 貴事業所の事業活動における「水辺やみどり」「生物多様性」の保全に関する取組内容についてお答えください。(複数選択可)

※対象は、③で「既に取組を行っている」「取組を行う予定である」「その他」と回答した事業所



事業活動以外における「水辺やみどり」「生物多様性」の保全に関する取組状況

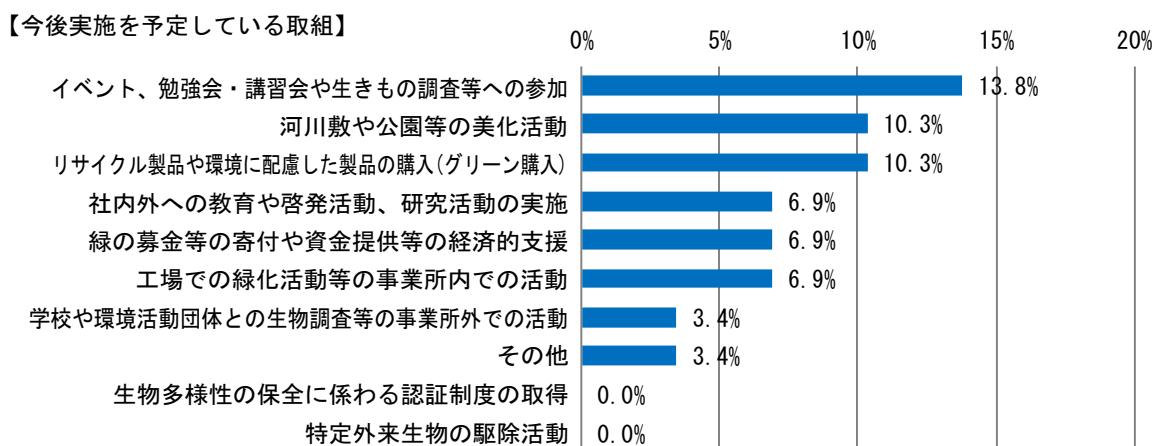
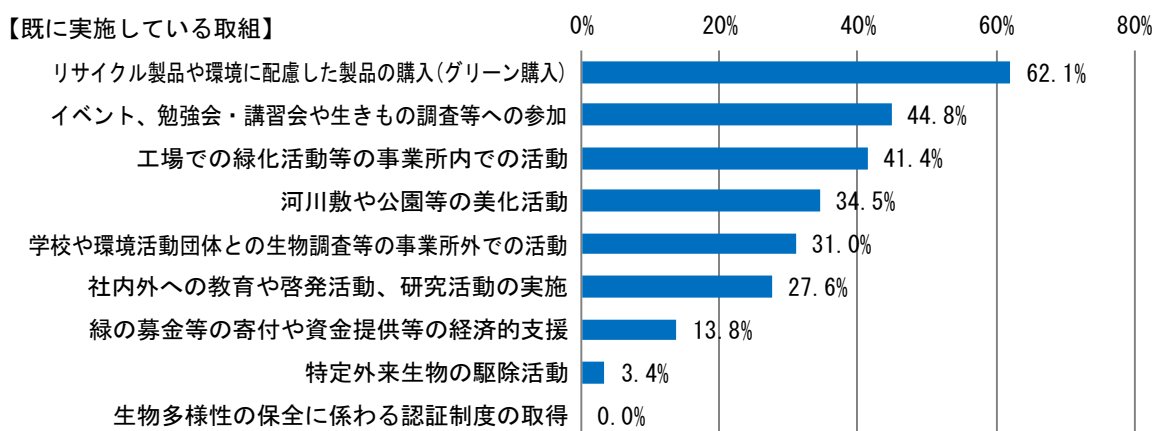
⑤ 貴事業所の事業活動以外における「水辺やみどり」「生物多様性」の保全に関する取組(社会貢献活動や CSR 活動等)について、当てはまるものをお答えください。



事業活動以外における「水辺やみどり」「生物多様性」の保全に関する取組内容

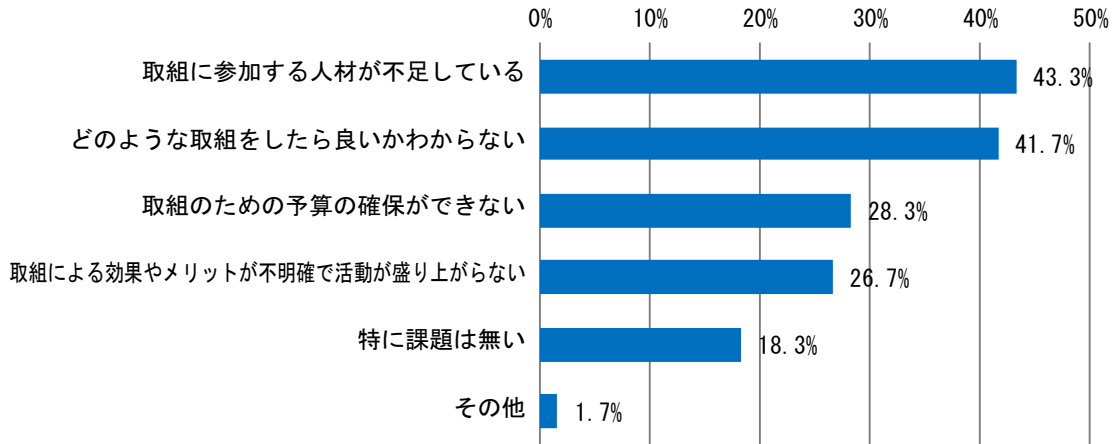
⑥ 貴事業所の事業活動以外における「水辺やみどり」「生物多様性」の保全に関する取組内容についてお答えください。(複数選択可)

※対象は、⑤で「既に取組を行っている」「取組を行う予定である」「その他」と回答した事業所



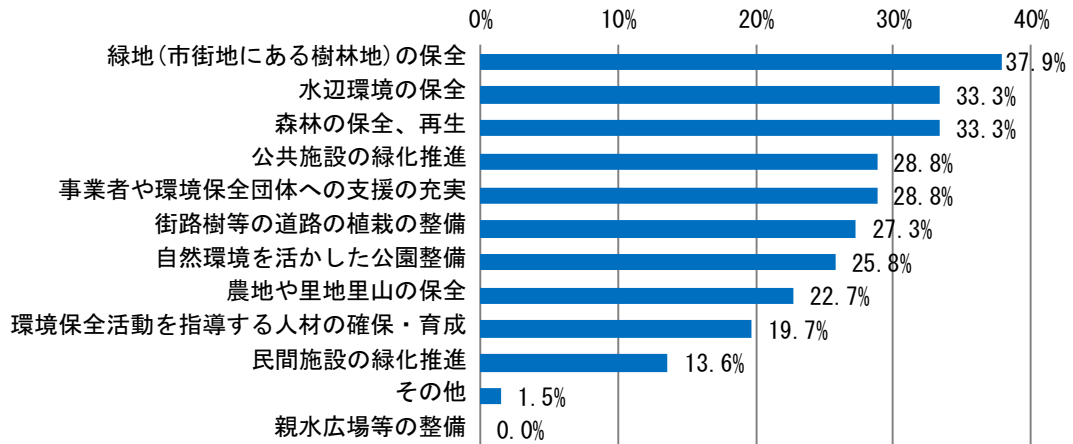
事業所における「水辺やみどり」「生物多様性」の保全を進める上での課題

⑦ 貴事業所が「水とみどり」「生物多様性」の保全に関する取組を進めていく上で課題や問題点について当てはまるものをお答えください。(複数選択可)



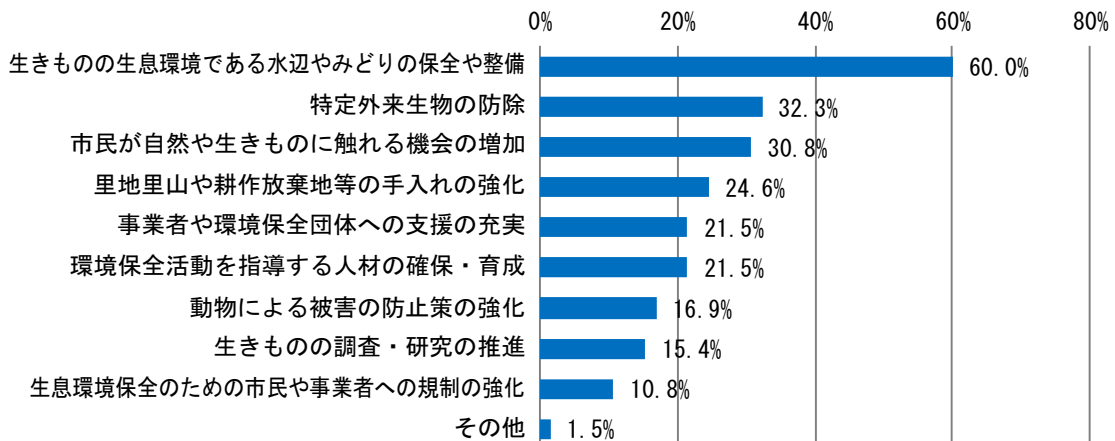
「水辺やみどり」について優先的に取り組んでほしい対策

⑧ 「水辺やみどり」について、市に優先的に取り組んでほしい対策をお答えください。(複数選択可)



「生物多様性の保全」について優先的に取り組んでほしい対策

⑨ 「生物多様性の保全」について、市に優先的に取り組んでほしい対策をお答えください。(複数選択可)



自由意見

自由意見
・自然を大事にし、地域住民がより住みやすくなるような環境改善に取り組んでいただけたらと思います。
・緑区を中心とした緑豊かな地域である相模原市であると思いますが、現存している緑を保全・整備しているかどうかという点では見直すところがあるのではと思います。

3. 緑化重点地区の設定の考え方

緑化重点地区とは

緑化重点地区は、都市緑地法第4条第2項第8号に規定されている「緑化地域以外の区域であつて重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区」のことであり、本計画において定めるものです。

都市緑地法【抜粋】

第四条 市町村は、都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する措置で主として都市計画区域内において講じられるものを総合的かつ計画的に実施するため、当該市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画(以下「基本計画」という。)を定めることができる。

2 基本計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。

ハ 緑化地域以外の区域であつて重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区及び当該地区における緑化の推進に関する事項

緑化重点地区設定の原則的な考え方

都市緑地法に基づく制度の運用について、原則的な考え方を示している、都市緑地法運用指針(平成16年12月17日付け国都公緑第150号)では、緑化重点地区の設定の原則的な考え方を次のとおり示しています。

都市緑地法運用指針【平成30年4月1日改正】(8~9頁)

当該市区町村の都市における緑地の状況等を勘案し、必要に応じて緑化重点地区を定め、当該地区において講ずることとなる公共公益施設の緑化等の緑化施策についておおむねの位置を特定し即地的に定めるべきである。

(中略)

例えば、駅前等都市のシンボルとなる地区、緑が少ない住宅地、風致地区など都市の風致の維持が特に重要な地区、防災上緑地の確保及び市街地における緑化の必要性が比較的高い地区、緑化の推進に関し住民意識が高い地区、エコロジカルネットワークを形成する上で緑化の必要性が高い地区等において、地形、地物、字界等で区域を設定して緑化重点地区を定め、緑地協定及び市民緑地契約の締結、市民緑地設置管理計画の認定、公共公益施設の緑化、地区計画等の区域における緑化率規制、私有地緑化に対する助成、都市公園の整備等、当該地区において講じる緑化施策について定めることが考えられる。

(中略)

なお、緑化重点地区は緑化地域以外の区域に定めるものであるが、将来の緑化地域の指定を妨げるものではない。また、緑化重点地区は、比較的绿色が少なく重点的に緑化の推進に配慮を加えるため緑化推進施策を定める地区であることから、原則として都市計画区域内に定めるものであり、例えば、農用地区域及び保安林等については緑化重点地区を定めるものではない。

本市における緑化重点地区の設定の考え方

緑化重点地区は、緑地の整備や緑化を推進し、みどりを積極的に確保する地区であるため、本市における駅前等の市のシンボルとなる地区、緑が少ない地区、エコジカルネットワークを形成する上で緑化の必要性が高い地区等を中心として、適切な地区設定の考え方を検討してきました。

表 参考資料-2 緑化重点地区の抽出条件と対象

条 件		対 象
都市計画区域(農用地区域等を除く。)	市のシンボルとなる地区	【主要駅周辺】 「橋本駅周辺」「相模原駅周辺」「相模大野駅周辺」
	緑が少ない地区	【緑被率が低い地区】 橋本(7.5%)・大沢(14.5%)・城山(8.4%)・本庁(11.8%)・大野北(11.0%)・田名(12.3%)・上溝(15.0%)・大野中(11.6%)・大野南(10.8%)・麻溝(15.5%)・相模台(13.3%)・相武台(12.0%)・東林(7.6%) 【緑被率が比較的高い地区(参考)】 津久井(27.1%)・相模湖(38.0%)・藤野(49.3%)・新磯(25.3%)
	エコジカルネットワークを形成する上で緑化の必要性が高い地区	【エコジカルネットワークを形成する上で重要となる地区】 橋本・大沢・本庁・大野北・田名・上溝・大野中・大野南・麻溝・新磯・相模台・東林

本市における緑化重点地区の設定

本市の都市計画区域内の緑被率を見ると、相模原都市計画区域の市街化区域及び相模湖津久井都市計画区域の用途地域内では、緑被率が減少傾向にあり、特に市街化区域の緑被率の減少が顕著になっています。

市のシンボルとなる地区等の考え方と緑被率の減少傾向から、本計画においては、相模原都市計画区域の市街化区域を緑化重点地区に設定することとします。

表 参考資料-1 都市計画の区域ごとの緑被率(平成 30(2018)年度)³⁵

区分	面積	緑被地面積	緑被率
相模原都市計画区域	11,027 ha	3,468 ha	31.5%
市街化区域	6,820 ha	807 ha	11.8%
市街化調整区域	4,207 ha	2,661 ha	63.3%
相模湖津久井都市計画区域	10,677 ha	8,765 ha	82.1%
用途地域内	800 ha	295 ha	36.9%
用途地域外	9,877 ha	8,470 ha	85.8%
都市計画区域外	11,187 ha	10,797 ha	96.5%

³⁵ 平成 30(2018)年度相模原市みどりの実態調査報告書

4. 用語の説明

あ行

NPO (Non-Profit Organization 又は Not-for-Profit Organization) (えぬぴーおー)

様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称です。

か行

外来種(がいらいしゅ)・・・【環境省ホームページ「日本の外来種対策」より】

導入(意図的・非意図的を問わず人為的に、過去あるいは現在の自然分布域外へ移動させること。導入の時期は問わない。)により、その自然分布域(その生物が本来有する能力で移動できる範囲により定まる地域)の外に生育又は生息する生物種(分類学的に異なる集団とされる、亜種、変種を含む)です。

外来生物(がいらいせいぶつ)・・・【環境省ホームページ「日本の外来種対策」より】

外来生物法(平成 16 年法律第 78 号)では、「海外から我が国に導入されることによりその本来の生息地又は生育地の外に存することとなる生物」と定義されている「法律用語」です。つまり、国外から日本に導入されるもののみを対象としており、いわゆる国内由来の外来種は含みません。

河畔林(かはんりん)

洪水等の影響を受ける不安定な立地の河原に生育している水辺林を、河畔林または溪畔林といいます。河畔林や溪畔林から落ちた葉や小枝は、川の中の小さい生物の餌になり、落ちた昆虫は魚の餌になります。

環境学習(かんきょうがくしゅう)

各主体の環境に対する共通の理解を深め、意識を向上させ、問題解決能力を育成し、各主体の取組の基礎と動機を形成することにより、各主体の行動への環境配慮を促進することです。

近郊緑地保全区域(きんこうりょくちほぜんくいき)

首都圏近郊緑地保全法(昭和 41 年法律第 101 号)に基づき、大都市圏に良好な自然環境を有する緑地を保全し、住民の健全な生活環境を確保し、近郊整備地帯の無秩序な市街化を防止する目的で、定められた区域をいいます。

広域トレイルネットワーク(こういきとれいるねっとわーく)

森林、原野、里地里山等にある踏み分け道、歩くための道が広域的につながっていることをいいます。

耕作放棄地(こうさくほうきち)

農林業センサスにおいて「以前耕地であったもので、過去 1 年以上作物を栽培せず、しかもこの数年の間に再び耕作する考えのない土地」と定義されている統計上の用語です。

混交林(こんこうりん)

二種類以上の樹種で構成された森林です。しかし高木性樹種において、高木層と低木層で樹種が異なるものも混交林という場合があります。その場合、混交複層林と呼ぶことが多いです。

さ行

里地里山(さとちさとやま)

現に管理若しくは利用をされ、又はかつて管理若しくは利用をされていた農地、水路、ため池、二次林、その他これらに類する土地の全部又は一部及び人が日常生活を営む場所が一体となっている区域で、良好な景観の形成、災害の防止、伝統的な文化の伝承、余暇又は教育的な活動の場の提供等の機能を有する地域です。

CSR (Corporate Social Responsibility) (しーえすあーる)

企業の社会的責任のことです。企業が社会や環境と共存し、持続可能な成長を図るため、その活動の影響について責任をとる企業行動であり、企業を取り巻く様々なステークホルダーからの信頼を得るための企業の在り方を指します。

自然環境保全地域(しぜんかんきょうほぜんちいき)

豊かで貴重な自然を有し、自然的、社会的諸条件からみて、その区域における自然環境を保全することが特に必要な区域のことをいいます。建築物等の新築や改築等、宅地の造成土石の採取等については届出が必要になります。自然環境保全地域の中で特に保全を図る必要がある地域を特別地区といい、工作物の設置等の自然環境を改変する行為を行う際は、許可が必要とされます。

市民緑地(しみんりょくち)

都市緑地法に基づき、土地所有者と地方公共団体等が契約を締結し、緑地等を公開する制度です。この制度により、都市に残るみどりが、自治会やボランティア団体等の管理により保全され、市民が憩いの場として利用できる公開された緑地として提供されます。

人工林(じんこうりん)

植栽または播種により更新した森林です。間伐等の保育が行われるのが普通であるが、更新後の手入れの有無は問いません。天然更新し、その後間伐等の手入れを行った森林は、育成林または天然生林と呼んでいます。

水源かん養(すいげんかんよう)

森林の土壌が雨を貯め、河川へ流れ込む水の量を一定にして洪水を緩和し、川の流量を安定させる機能のことです。

生産緑地地区(せいさんりょくちちく)

市街化区域内的の農地で、良好な生活環境の確保に効用があり、公共施設等の敷地に供する用地として適している農地を対象に都市計画に定めたもので、本市においては、条例で下限面積を 300m²としています。

生態系(せいたいけい)

食物連鎖等の生物間の相互関係と、生物と無機的環境の間の相互作用を総合的に捉えた、生物社会のまとまりを示す概念のことをいいます。まとまりの捉え方によって、地球全体をひとつの生態系と捉えることもでき、森林、湿原、川等もひとつの生態系と捉えることもでき、その規模は様々です。

生物多様性国家戦略(せいぶつたようせいこっかせんりゃく)

生物多様性条約及び生物多様性基本法に基づく、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する国の基本的な計画です。

平成 22(2010)年 10 月に開催された生物多様性条約第 10 回締約国会議(COP10)で採択された愛知目標の達成に向けた我が国のロードマップを示すとともに、平成 23(2011)年 3 月に発生した東日本大震災を踏まえた今後の自然共生社会のあり方を示すため、平成 24(2012)年 9 月 28 日に閣議決定されました。

た行

地球温暖化(ちきゅうおんだんか)

人間の活動に伴い、二酸化炭素(CO₂)等の「温室効果ガス」が大気中に放出され、地球全体の平均気温が上昇している現象のことです。

地産地消(ちさんちしょう)

国内の地域で生産された農林水産物(食用に供されるものに限る。)を、その生産された地域内において消費する取組です。食料自給率の向上に加え、直売所や加工の取組等を通じて、地域の活性化にもつながります。

地表面放射温度(ちひょうめんほうしゃおんど)

衛星や航空機に搭載した熱赤外線センサーを用いて、地表面の温度を計測したものです。観測条件を変えて測定することで地表面における熱の伝わり方の違いを知ることができます。

都市緑地法(としりょくちほう)

都市において緑地を保全するとともに緑化を推進することにより良好な都市環境の形成を図り、健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的として制定された法律です。この法律では、都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する制度等が定められています。

な行

農用地区域(のうようちくいき)

農業振興地域の整備に関する法律(昭和 44 年法律第 58 号)に基づき、今後とも農業の振興を図るべき地域として、知事が指定する農業振興地域内の土地で、今後長期間にわたり農業上の利用を図るべき土地の区域のことをいいます。農業振興地域の指定を受けた市町村が作成する「農業振興地域整備計画」で定められています。

は行

パークマネジメントプラン

市民の豊かな暮らしを実現するために、公園が担うべき役割や目指すべき公園像を明確にし、施設の適切な管理等に関するハード面の方針(管理方針)と、公園の利活用や適正利用等に関するソフト面の方針(運営方針)を定め、これらに基づいた管理運営を行い、公園の更なる魅力向上や、より効果的・効率的な管理運営、適正利用の推進等により、相模原市らしい魅力的な公園づくりを実現するものです。

BOD(生物化学的酸素要求量：Biochemical Oxygen Demand)(びーおーでいー)

有機物による汚れの指標で、水中の微生物が有機物を分解するときに消費される酸素の量のことをいいます。有機性汚濁物が多くなるとBOD値は高くなります。河川における有機物による水質汚濁の指標として用いられています。

ヒートアイランド現象(ひーとあいらんどげんしょう)

都市部において高密度にエネルギーが消費され、また地面の大部分がコンクリートやアスファルトで覆われているため、水分の蒸発による気温の低下が妨げられ、郊外部よりも気温が高くなっている現象のことです。

保安林(ほあんりん)

水源のかん養、土砂の崩壊その他の災害の防備、公衆の保健等、特定の公共目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県府知事によって指定される森林のことをいいます。保安林では、それぞれの目的に沿った森林の機能を確保するため、立木伐採や土地の形質の変更等が規制され、水源かん養保安林、保健保安林等、全部で17種類(神奈川県は13種類、相模原市は6種類)の保安林があります。

保存樹林(ほぞんじゅりん)

本市では、市民が健康で快適な生活を営むことのできる環境を確保するため、相模原市緑化条例(昭和47年相模原市条例第29号)により制度化され、現在では相模原市生物多様性に配慮した自然との共生に関する条例により、市街地に残された貴重な樹林を保存樹林に指定しています。

ま行

モニタリング調査(もにたりんぐちょうさ)

監視・追跡のために行う継続的な観測や調査のことをいいます。

や行

谷戸(やと)

丘陵の間の谷状の地形を持つ地域のことをいいます。貴重な源流域となるとともに、水・緑・農地・集落の一体空間として生物が多く生息しています。

ヤマビル

円筒形で体長 2～5cm 程度のミズゴカイの仲間(環形動物)です。色は、赤褐色で背中に 3 本の黒い縦線があります。前後に吸盤を持ち、伸びると 5～7cm になってしゃくとり虫のように移動します。人や動物に接近し、付着し、吸血します。

遊休農地(ゆうきゅうのうち)

農地法(昭和 27 年法律第 229 号)において、①現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地②その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し、著しく劣っていると認められる農地(①を除く。)と定義され、農地の有効利用に向けて、措置を講じるべき農地のことです。

ら行

緑化重点地区(りょくかじゅうてんちく)

都市緑地法に基づき「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」の策定項目として定める「緑化の推進を重点的に図るべき地区」のことです。

わ行

ワークショップ

住民参加型のまちづくり等において、様々な立場の人が参加して、地域課題の解決や計画を策定する手法のひとつです。

発行日／令和2年3月

発行者／相模原市

編集／環境経済局 環境共生部 水みどり環境課

〒252-5277 神奈川県相模原市中央区中央2丁目11番15号

電話：042-769-8242

